

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成30年2月1日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね、次のことから、本件処分は違法又は不当である旨を主張している。

- (1) 請求人は、処分庁に対して、夫が死亡し、本件保険金を受領できる旨を説明した時点（平成26年5月2日）から実際に本件保険金を受領するまで（平成27年6月5日）の約1年間にわたり、法63条に基づく保護費の返還義務に関する説明をしてこなかった（なお、平成26年5月2日から本件保護廃止の日の前日（平成27年5月19日）までを以下「本件説明を怠る期間」という。）。
- (2) また、処分庁が、上記説明義務を怠ったため、請求人は、早期に保護廃止をされる機会を逸したことにより、  
ア 受給の必要のない医療扶助費を受給することになったため、本件

説明を怠る期間における国民健康保険税相当額との差額を過大に返還することとなった（なお、請求人らが本件説明を怠る期間に国民健康保険に加入していた場合、請求人らに対しては、〇〇市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成元年〇〇市条例第〇〇号）が適用され、請求人らが負担すべき医療費は全額〇〇市から助成されるものである。）。

イ 受給の必要のない教育扶助費を受給することになったため、本件説明を怠る期間における「ひとり親家庭に対する就学援助費」（以下「就学援助費」という。）の支給を受けることができなかつたことから、本件返還決定額から就学援助費相当額が減じられてしかるべきところ、減じられていない。

ウ このように、本件説明を怠る期間における医療扶助費及び就学援助費について、本件返還決定額は、請求人に過大な返還を求めるものである。

(3) さらに、請求人は、遅くとも、夫との離婚成立の日（平成25年12月20日）から、児童手当等の受給資格を有していたところ、担当者は、請求人が夫と離婚した旨の報告を受けたにもかかわらず、児童手当等の受給手続に関する指導ないし適切な認定を怠つたため、児童手当等を収入認定される機会を逸し、その結果、本件説明を怠る期間における児童手当等受給額相当分を保護費として過大に支給され、返還することとなった。

(4) このように、本件返還決定額は本来返還すべき額に比べて過大であるから、本件処分は違法・不当である。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

| 年 月 日       | 審 議 経 過      |
|-------------|--------------|
| 平成30年 9月 5日 | 諮問           |
| 平成30年10月 5日 | 審議（第26回第2部会） |
| 平成30年11月 7日 | 審議（第27回第2部会） |

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる旨を規定し、同条2項は、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする規定する。

法5条は、上記の法の規定は、法の基本原理であり、法の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてなされなければならないと規定する。

また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする規定し、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号）は、上記「厚生労働大臣の定める基準」として、保護費の具体的基準を定めている。

したがって、収入（就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入）がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定

されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

法26条は、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに保護の廃止を決定し、書面をもってこれを被保護者に通知する旨を規定している。

さらに、法63条は、被保護者が資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、被保護者は、速やかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならない旨規定している。

この法63条は、法4条1項にいう要保護者に利用し得る資産等の資力があるに（も）かかわらず、保護の必要が急迫しているため、その資力を現実に活用することができない等の理由で同条3項により保護を受けた保護受給者がその資力を現実に活用することができる状態になった場合の費用返還義務を定めたものであると解されている（最高裁判所昭和46年6月29日判決・最高裁判所民事判例集25巻4号650頁）。

- (2) 地方自治法245条の9第1項及び3項の規定による処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第6は、他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者又は受けることができると推定される者については、極力その利用に努めさせることと定める。

次官通知第8・3・(2)・エ・(イ)は、保険金その他の臨時的収入（(3)のオ、カ又はキに該当する場合を除く。）については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が世帯合算額8,000円を超える場合、その超える額を収入として認定すると定める。

- (3) 次官通知と同じく、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定

による処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」  
（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知）第6は、  
次官通知第6の定めを受けて、特にその活用を図るものとして、国民  
健康保険法（23項）、児童扶養手当法（26項）、児童手当法（2  
8項）を掲げるとともに、また、活用を図るべきものはこれらに限ら  
れるものではないので、これら以外のものの活用についても、留意す  
ることと定める。

(4) 次官通知等と同じく、地方自治法245条の9第1項及び3項の規  
定による処理基準である「生活保護法による保護の実施要領の取扱い  
について」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課  
長通知）第10・問12・答2・(2)は、保護を廃止すべき場合につい  
て、当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減  
少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続  
すると認められるときは、保護を要しなくなった日から保護を廃止す  
ることと定める。

(5) 生活保護の具体的な取扱いに関して質疑応答形式で内容を示した  
「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社  
会・援護局保護課長事務連絡）問13-5・答は、法63条に基づき  
返還金額の決定に関して、法63条は、本来、資力はあるが、これが  
直ちに最低生活のために活用できない場合にとりあえず保護を行い、  
資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に  
支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。したがって、  
原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額と  
すべきであると定め（答(1)）、しかしながら、保護金品の全額を返還  
額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような  
場合については、次の範囲において、それぞれの額を本来の要返還額  
から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えないと定め（答  
(2)・柱書）、「次の範囲」として、当該世帯の自立更生のためのやむ

を得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額（答(2)・エ）を掲げる。

- (6) 東京都の各福祉事務所から寄せられた生活保護の取扱いに関する疑義照会事例のうち、他の福祉事務所の業務の参考に供するものとしてまとめられた「生活保護運用事例集 2017」（平成29年3月東京都福祉保健局生活福祉部保護課編。以下「事例集」という。）事例集問7-25・答は、東京都においては、育成手当を含む地方公共団体が行なう福祉的給付金について、月額17,000円までは収入として認定しない特例的取扱いを厚生労働省から承認されているとしている。

また、事例集問11-1・答は、法63条に係る取扱いについて、まず、考え方の基本として、給付事由（請求事由）が発生したことにより当然に受領できる保険金については、当該事由の発生時から資力があるものとみなすと定める（答1・(2)）。次に、法63条の費用返還については、あらかじめ法63条の返還義務を文書により通知しておくことが望ましい。通知していなくても返還義務が消滅するわけではないが、後日費用の返還を求める際のトラブルを避けるために、事前に被保護者に対して十分な説明を行っておくことが重要であると定める（答2）。さらに、資力の発生時点については、生命保険の死亡給付金においては、給付事由が発生した日を資力の発生時点と定める（答3・(3)・③）。

- (7) 国民健康保険法6条9号は、法による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者は、国民健康保険の被保険者としなない、としている。

## 2 本件処分について

請求人が夫を被保険者とする死亡保険金の受取人として財産を取得することとなった場合、法63条に基づく費用返還の対象となる請求人の

資力の発生時点は夫の死亡時と解すべきであるところ（１・(6)）、夫は、交通事故により、平成２６年４月２４日に死亡していることから（第３・３）、本件保険金に係る請求人の資力は、夫の死亡日である平成２６年４月２４日に発生していたことになる。また、処分庁は、請求人が平成２７年５月２０日付けで本件保険金を受領したことを確認し、同日付けで請求人に対する保護を廃止したことから、本件返還対象期間は、夫の死亡日から本件保護の廃止日の前日までとなる。そして、本件返還対象期間に請求人に支給された保護費の合計額（本件返還対象額３，５６０，９６０円）から、処分庁が請求人世帯の自立更生のために当てられるものとして認定した本件免除額（２１７，９１０円）を控除して得た額（３，３４３，０５０円）を認定し、この額と、平成２６年４月２４日に資力として発生した本件収入額（１５，８２７，１９３円）とを比較し、より少ない方の額である３，３４３，０５０円について、法６３条の規定に基づく本件返還決定額として決定した（本件処分）ことが認められる。

ところで、保険金その他の臨時的収入については、保険金を受領するために交通費等を必要とする場合は、まずその必要経費の額を控除し、当該控除後の額が世帯合算額８，０００円を超える場合、その超える額を収入として認定することと定められているところ（１・(2)）、処分庁が請求人世帯の自立更生のために当てられるものとして本件返還対象額から控除した本件免除額は、本件収入額の算定において、保険金を受領するために交通費等を必要とする場合の必要経費として認定されるべきものであった。また、処分庁は保険金受領に係る世帯合算額８，０００円を控除すべきにもかかわらず、控除を行っていない。そうすると、本件収入額は、本件保険金（１５，８２７，１９３円）から、保険金受領のための必要経費（２１７，９１０円）を控除し、さらに保険金受領に係る世帯合算額（８，０００円）を控除して得られた１５，６０１，２８３円と、また、本件返還決定額は、本件返還対象額（３，５６０，９

60円)と同額の3,560,960円とそれぞれ決定すべきであったのであり、処分庁の各認定には誤りがあったということになる。

しかしながら、この誤りによって算出された本件返還決定金額(3,343,050円)は、正しく算出した額(3,560,960円)よりも少なく算出されており、誤りが請求人に有利に働いているものと認められるため、この誤りをもって本件処分を取り消すことはできない(行政不服審査法46条1項ただし書及び48条参照)。また、本件返還決定額についてのその余の算出過程については、特に誤りは認められない。

以上により、本件処分は、上記取消理由とすることができない瑕疵がある一点を除いて、結論において妥当なものと認められる。

### 3 請求人の主張に対する検討

(1) 請求人は、上記(第3)のとおり、まず、処分庁が請求人に対し法63条の返還義務についての説明を怠ったことを主張する。しかしながら、法63条の費用返還については、あらかじめ文書により通知しておくことが望ましいというものの、処分庁が通知をしていないことをもって同条に基づく返還義務が消滅するわけではないとされていることから(1・6)、処分庁が法63条の返還義務について説明を怠ったことは、本件処分を違法又は不当とする事由とはならない。

したがって、請求人の主張を採用することはできない。

(2) 次に、請求人は、処分庁が法63条の説明義務を怠った結果、保護を早期に廃止される機会を逸したことにより、受給の必要のない医療扶助費ないし教育扶助費を受給することになったため、本件説明を怠る期間に支給された医療扶助費と当該期間の国民健康保険税相当額との差額及び当該期間に支給されるべき就学援助費相当額を過大に返還することとなったと主張する。

本件の場合、処分庁は、夫の死亡に係る死亡保険金が請求人の銀行口座に振り込まれた平成27年5月20日をもって、本件保護廃止



を決定したところ、請求人は、夫の死亡日が保護廃止の時期として適切であると主張していることから、本件保護廃止の時期が適切なものであったか、以下に検討する。

保護を廃止すべき場合とは、当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるときは、保護を要しなくなった日から保護を廃止することとされており（1・(4)）、保護を要しない状態とは、収入の臨時的増加等が、被保護者世帯の生活の自立に具体的に活用できる状態にあることが必要であると解される（1・(1)の最高裁判決を参照）。本件においては、請求人は、平成24年7月分までは無収入であり、同年8月以降請求人が本件保険金を受領するまでの収入は、児童手当の受給により各月10,000円にとどまるから、保護を要しない状態にないというためには、単に夫の死亡による本件保険金の請求権が発生するだけでは足りず、本件保険金を受領することにより、請求人が具体的に活用できる状態にあることが必要であるといえる。そうすると、本件保険金が請求人の銀行口座に振り込まれた平成27年5月20日をもって請求人らに対する保護を廃止した処分庁の措置は正当であるというべきである。

したがって、請求人に対する、処分庁による法63条に基づく返還義務に関する説明の有無にかかわらず、平成27年5月20日（本件保護廃止日）前に請求人に対する保護が廃止されることはないから、上記返還義務の説明が行なわれなかったことにより、本件説明を怠る期間における請求人に対する医療扶助費の支給が過大であるとする主張は、その前提を欠くものであり、採用することはできない。

なお、〇〇市のウェブサイトによれば、就学援助費について、生活保護受給者においては、「（対象者は教育総務課で登録の手続きをいたしますので、別途申請手続きの必要はありません。）」と示されており、請求人については、法63条の返還義務に関する説明の存否に

かかわらず、〇〇市当局により、就学援助費の認定等がなされるのであるから、請求人の主張は、その前提を欠き、失当である。

- (3) さらに、請求人は、遅くとも、夫との離婚成立の日以降、児童手当等の受給資格を有しており、担当者は、請求人が夫と離婚した旨の報告を受けたにもかかわらず、児童手当等の受給手続に関する指導等を怠ったため、保護費決定に当たり、児童手当等を収入認定される機会を逸し、本件説明を怠る期間における児童手当等受給額相当分の保護費を過大に受給することとなり、そのため本件返還決定金額が過大になったと主張する。

この点、生活保護においては、他法他施策を受けることのできる者については、極力その利用に努めさせることとされており、児童手当等は上記の他法他施策に含まれると解される。そうすると、処分庁としては、被保護者に対して児童手当等の受給手続の指導を行い、適切に手当等の支給の認定をするよう求められていることになる（1・(2)及び(3)）。

しかしながら、請求人は、児童手当等について、子育て支援課に対して申請を行っており、また、児童扶養手当及び育成手当については、担当者から、民生委員による調査が必要であるとの説明を受けていることが認められ、そうすると、処分庁が、請求人に対して他法他施策を受けることのできる者について、極力その利用に努めさせる義務を尽くしていないと認めることはできない。

したがって、処分庁による、本件説明を怠る期間の児童手当等支給額相当額が支給されなかったことにより、本件返還決定金額が当該児童手当等支給額相当額を含めて算定されることになったとしても、そのことをもって、本件処分は取り消し得べきものであるということとはできないから、請求人の主張を採用することはできない。

なお、請求人は、平成26年8月以降、児童手当を支給されており、保護費は、同手当を収入認定した上で決定されていたことは、すでに

示したとおりである。したがって、児童手当を受領できなかったことにより、同手当受給額相当分の保護費を過大に受給していたという請求人の主張は、平成26年8月以降については、その前提を欠き、失当である。

また、育成手当の支給額は、月額13,500円であるところ（〇〇市児童育成手当条例5条1項）、東京都においては、月額17,000円以下の福祉的給付金は、被保護者の収入として認定しないこととされており（1・6）、請求人に支給される育成手当は、その受給額全額が収入として認定されることはない。そうすると、育成手当が支給されているか否かにより、支給される保護費の額が左右されることはないから、育成手当を受給できなかったことにより同手当受給額相当分の保護費を過大に受給していたという請求人の主張は、その前提を欠き、失当である。

(4) 請求人は、上記以外にも、本件処分は違法・不当であるとして、さまざまな主張をするが、全て理由がない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙（略）